

台風等警報発令時における対応について（改訂版）

笠岡市立真鍋中学校

台風等警報発令時の本校の対応は、下記のとおりといたしますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

記

1 臨時休業日

- (1) 午前7時の時点で、「笠岡市」に、大雨、洪水、暴風、暴風雪、大雪、波浪、高潮のいずれかの警報が発令されている場合

☆NHK放送局の報道を判断の対象とします。

放送局によっては、地域単位（井笠地域等）で放送する場合がありますが、NHK放送局は、気象庁同様、市町村単位で放送していますので、NHK放送局の報道でご判断ください。

- (2) 警報が発令されていなくても、三洋汽船が午前中欠航の場合など

2 自宅待機

- (1) 学校から連絡が入った場合
【7時25分住吉港発の三洋汽船が欠航、または大幅に遅れる場合など】
- (2) 保護者の判断で、著しい危険が予想される場合

3 登校の連絡

- (1) 三洋汽船の運航状況に応じて、学校から家庭に連絡します。
- ・登校時刻、下校時刻
 - ・給食の有無 等